

インドネシア・ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

JICA産業開発・公共政策部
ガバナンスグループ 法・司法チーム
竹内 麻衣子

ASEAN 最大の人口と国土を有し、経済発展著しいインドネシア。我が国にとっても長く友好関係にある国であり、日本企業にとっても重要な活動拠点です。

しかし、知的財産権制度を始めとしたビジネス関連制度は十分整備されているとはいえない、世界銀行のビジネス環境比較レポートでは徐々に上がってきているものの、2017年度ではまだ 91 位にとどまっています。¹

JICA では特許庁にご協力いただき、1990 年代から、知的財産権の審査に関する協力を行ってきました。そして、これまでの知的財産権関連の協力と、法・司法分野の協力をあわせ、より包括的な協力をを行うこととなりました。こうして、知的財産権を保護する体制の強化をはかり、知的財産法を含むビジネス関連法の法的整合性及び法執行手続きの改善に寄与することを目的とした「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」が 2015 年 12 月から開始されました。

インドネシア側のカウンターパート機関は、最高裁判所と法務人権省の中の法規総局と知財総局。長く、JICA 事業で協力をやってきた知財総局、2007 年から 2009 年の「和解調停プロジェクト」での協力の経験のある最高裁判所、そして、今回が初めての協力関係となる法規総局と、これまで JICA との協力の経験も全くことなる 3 機関を対象としたチャレンジングな案件が始まりました。²日本側にとっても、法務省、最高裁判所、特許庁、そして知財分野に知見の深い有識者の方々にご協力をいただき、オールジャパンで取り組む案件として注目されています。

このプロジェクトは、JICA 本部にとっても前例のないプロジェクトでした。これまで、いわゆる「法整備支援プロジェクト」は法・司法チームで担当していましたが、本案件については、知財分野の案件を所管する民間セクター担当のチームと法・司法チームが共同で所管する形で進めることとなりました。1 案件を 2 つのチームが所管することは、JICA でおそらく過去ではなく、本部内においても、案件を開始し、具体的手続きを進める段になると、ひとつひとつ情報共有の方法や意思決定プロセスについて、互いに相談しながら

¹ 本プロジェクトが開始した 2015 年では 114 位。

² インドネシアへの法整備支援の系譜、内容の詳細については、ICD NEWS 第 67 号（2016 年 6 月号）「インドネシア新プロジェクトがスタート～ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト～（横幕専門家執筆）」参照。他にも多く ICD NEWS に掲載されていることから本文では詳細は省略する。

進めることになりました。

最近の動きとして、5月10日に行われた第2回の合同調整会議（Joint Coordinating Committee: JCC）³の場では、機関ごとに、カウンターパートと長期専門家共同で、前回のJCC以降に行われた現地でのセミナーや本邦研修等についての報告と、今後の活動予定について発表が行われました。

最高裁の関係では、今後の活動として、裁判官向けに知財分野の基礎研修のトレーニングプログラムの研修資料の作成、知財裁判官向けの研修が二本柱として考えられていること、法規総局との協力については、立法手続きに関して定めた2011年12号法律の改正作業への支援の継続と、知財関連法に関する細則の起草改正作業を、知財総局とも協力して進めること、地方のドラフター（法律、条例等の起草に専門職として携わる）の能力向上に向けた協力をを行う計画などが説明されました。また、プロジェクト開始当時に合意された案件枠組みのうち、法規総局との活動に関して、2011年12号法律の改正作業に向けた活動を明確化する方向で修正することが合意されました。カウンターパートと阿吽の呼吸で説明される長期専門家の様子に、案件開始から1年半の月日の経過を感じました。現地で日々尽力され、ここまで関係を作り上げてくださった専門家のみなさまに、心から敬意を表したいと思います。

2017年8月現在、2015年12月から始まった本案件も、1年半を経過し、中盤にさしかかりつつあります。案件開始前に情報収集を行ってはいても、実際に現地に長期で専門家に入っていただいて初めてわかってくることも多く、実際の法令間の法的整合性、知財分野の裁判の状況、裁判官の理解度合などについて情報収集を行いつつ、活動を進めていくいただいている中で、まだ今後のプロジェクトの方向性がはっきり見えているとは言えません。しかし、最高裁との活動では、上述の司法研修所における知財分野の研修のカリキュラム作成、法規総局との活動では、2011年12号法律の改正準備など、少しずつ成果も現れつつあります。そして、長期専門家の尽力により、カウンターパート機関との関係構築が進んでいることは、プロジェクト枠組上の成果としては現れませんが、大きな成果といえると思います。

基本法の起草支援を中心に、長く協力を続けてきた法整備支援の対象国とは、異なる系譜をたどっているインドネシアでの協力ゆえの試行錯誤は、今後も続くと思いますが、法整備支援の範疇、可能性を広げるこのプロジェクトから、法整備支援にかかわる関係者が得るものは大きいと思います。引き続き、本プロジェクトが一歩一歩前進していくよう、関係者の皆様のご協力を賜れれば幸いです。

³ 1年に一回、もしくは必要に応じ、インドネシア側、日本側関係者が参加し、プロジェクトの年間計画を承認し、プロジェクトの進捗の確認、評価、プロジェクト上で生じた主要な課題を話し合うための会議。